令和5年 第2回 まんのう町議会定例会

まんのう町告示第72号

令和5年第2回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年5月19日 まんのう町長 栗田 隆義

- 1. 招集日 令和5年5月31日
- 2. 場 所 まんのう町役場議場

令和5年第2回まんのう町議会定例会会議録(第1号) 令和5年5月31日(水曜日)午前 9時30分 開会

出席議員 15名

		-									
1番	真	鍋	泰_	二郎			2番	石	﨑	保	彦
3番	鈴	木	崇	容			4番	常	包		恵
5番	京	兼	愛	子			6番	竹	林	昌	秀
7番	Ш	西	米衤	令子			8番	合	田	正	夫
9番	三	好	郁	雄		1	0番	白	Ш	皆	男
11番	大	西		樹		1	2番	松	下		美
14番	大	西		豊		1	5番	Ш	原	茂	行
16番	白	Ш	正	樹							

欠席議員 なし

会議録署名議員の指名議員

10番 白 川 皆 男 11番 大 西 樹

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 常包英希 議会事務局係長 横関智之

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義 副 町 長 長 森 正 志 教 育 長 井 上 勝 之 総 務 課 長 朝 倉 智 基 企画政策課長 鈴木正俊 地域振興課長 河 野 正 法 税務課長 黒 木 正 人 住民生活課長 山 本 貴 文 福祉保険課長補佐 松坂真人 健康增進課長 松本 学 農林課長 藤原道広 建設土地改良課長 河 田 勝 美 地籍調査課長 宮 崎 雅 則 会計管理者 國 廣 美 紀 学 琴南支所長 柴 坂 仲 南 支 所 長 小 縣 茂 学校教育課長 川原涼二 生涯学習課長 亀 井 真 治

〇白川正樹議長 おはようございます。着席願います。

福祉保険課長所用のため、松坂課長補佐が出席しておりますので、御報告をいたします。 ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、これより令和 5年第2回まんのう町議会定例会を開会いたします。

招集者であります町長の御挨拶をお願いいたします。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 皆さん、おはようございます。香川県もいよいよ梅雨に入りました。雨後のアジサイの花が鮮やかな季節となったところであります。

本日は令和5年度第2回のまんのう町定例会を開催いたしましたところ、公私ともに大 変御多忙の中、御参集をいただきましてありがとうございます。

ところで、県内で初めてまんのう町で国の天然記念物、コウノトリのひなが誕生し、今、まんのう町に多くの注目が集まっております。6月の27日には足輪の装着予定でございます。2羽のひなが健やかに成長し、巣立って、来年も飛来することを願ってやみません。本日上程いたしておりますのは、議案12件でございます。慎重審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願

〇白川正樹議長 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。

事務局長、常包英希君。

いいたします。

〇常包議会事務局長 御報告申し上げます。

初めに、議案関係について、町長より、地方自治法第149条の規定に基づく議案8件、同法第179条の規定に基づく専決処分議案3件、同法第180条の規定に基づく専決処分報告3件、同法第196条の規定に基づく監査委員同意議案1件と、地方自治法施行令第149条の規定に基づく令和4年度まんのう町繰越明許繰越計算書の報告があり、受理いたしました。

次に、議会に提出のあった報告について、組合議会関係では、仲多度南部消防組合議会

と中讃広域行政事務組合において定例会が開催され、専決処分の承認について、令和5年 度一般会計予算について等の審議の報告がありました。

次に、監査関係について、監査委員より、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく例月出納検査の報告があり、一般会計並びに特別会計の収支、基金出納状況、現金保管状況の検査の結果は、いずれも適正に処理されているとの報告がありました。参考資料として、毎月の収支月計、基金出納状況、現金保管状況の確認調書を報告書に添付しております。

次に、陳情・要望関係について、お手元の文書表のとおり2件の提出があり、議会運営 委員会で審議した結果、議長預かりとすることとなっております。

以上、申し上げましたこれらの報告等につきましては、タブレットにそれぞれ入れておりますので、御確認いただきますようお願いいたします。

最後に、常任委員会委員の所属変更について、5月1日付で、白川正樹委員より常任委員の所属変更届の提出があり、委員会条例第7条第5項のただし書きの規定により、総務常任委員から教育民生常任委員に所属の変更がされておりますので、御報告いたします。 以上で、議会報告を終わります。

〇白川正樹議長 議会報告を終わります。

日程第1 議会運営委員会報告

〇白川正樹議長 日程第1、本日の議事日程等について議会運営委員会の報告を願います。

議会運営委員長、川西米希子君。

〇川西米希子議会運営委員長 議会運営委員会の御報告を申し上げます。

5月29日、午前9時30分より、全員協議会室におきまして、議長と執行部同席の下、議会運営委員会委員全員が出席し、第2回定例会の運営につきまして慎重に審議いたしましたので、その結果を御報告いたします。

それでは、お手元に配付されております議事日程第1号を御覧ください。

日程第1 議会運営委員会報告 議会運営委員長

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定 本日から6月13日までの14日間といたします。

日程第4 町政報告

日程第5 所管事務調査の委員長報告 教育民生常任委員長

日程第6 所管事務調査の委員長報告 建設経済常任委員長

日程第7 所管事務調査の委員長報告 総務常任委員長

日程第8 報告第1号 専決処分の報告について(まんのう町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について)

日程第9 報告第2号 専決処分の報告について (預かり保育利用料金請求事件)

日程第10 報告第3号 専決処分の報告について (預かり保育利用料金請求事件)

日程第11 報告第4号 令和4年度まんのう町繰越明許費繰越計算書について

日程第12 議案第1号 専決処分の承認について(令和5年度まんのう町一般会計補 正予算(第1号)) 即決でお願いします。

日程第13 議案第2号 専決処分の承認について(まんのう町税条例等の一部改正について) 即決でお願いします。

日程第14 議案第3号 専決処分の承認について(まんのう町国民健康保険税条例の 一部改正について) 即決でお願いします。

日程第15 議案第4号 まんのう町税条例の一部改正について 総務常任委員会付託

日程第16 議案第5号 まんのう町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部改正について 教育民生常任委員会付託

日程第17 議案第6号 まんのう町認定こども園条例の一部改正について 即決でお願いします。

日程第18 議案第7号 字の区域の変更について 建設経済常任委員会付託

日程第19 議案第8号 工事請負契約の締結について(令和5年度仲南支所建築設備 等改修工事) 総務常任委員会付託

日程第20 議案第9号 工事請負契約の締結について(令和5年度四条公民館増築工事(建築)) 教育民生常任委員会付託

日程第21 議案第10号 工事請負契約の締結について(令和5年度四条公民館増築 工事(設備)) 教育民生常任委員会付託

日程第22 議案第11号 令和5年度まんのう町一般会計補正予算(案)第2号 総 務常任委員会付託

日程第23 議案第12号 監査委員(識見を有する委員)選任の同意について 即決でお願いします。

一般質問は、6月1日、2日の本会議にて行います。

以上の日程で意見の一致を見、委員会を閉会いたしました。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

〇白川正樹議長 これをもって、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇白川正樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名

〇白川正樹議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、10番、白川皆 男君、11番、大西樹君を指名いたします。

日程第3 会期の決定

〇白川正樹議長 日程第3、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月13日までの14日間といたしたいと思います。これ に御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、会期は14日間と決しました。

日程第4 町政報告

〇白川正樹議長 日程第4、町政報告を行います。

町長、栗田隆義君。

〇栗田町長 それでは、3月定例会以降の町政報告をさせていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症につきましては、5月8日以降、季節性インフルエンザと同等の5類に移行となり、それに伴い基本的対処方針、いわゆる法律に基づく行政からの要請は廃止され、イベント開催制限、施設使用制限、業種別ガイドラインなども廃止となりました。

感染した場合の療養につきましても、7日方針から5日推奨となり、濃厚接触者の定義 も廃止となりました。

香川県においても、5月8日以降、医療提供体制は、入院措置を原則とした限られた医療機関による特別な対応から、幅広い医療機関による自律的な通常の対応に移行していくこととなりました。

また、5類移行後の医療費の自己負担分についても、1割から3割は個人が負担することとなります。ただし、当面9月末までは、高額な新型コロナ治療薬の費用の公費負担は継続されます。

しかしながら、5類に移行されたと言いましても、コロナ感染症がなくなったわけではありません。これからも、個人、事業者の判断により、「三つの密」の回避や、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生・換気など、引き続き、基本的な感染防止対策の実施をお願いいたします。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種についてでございます。

現在、5月8日から8月末までを接種期間として、65歳以上の方、基礎疾患のある方など重症化リスクの高い方、医療機関従事者などを対象として、オミクロン株対応ワクチンの春開始接種を実施しております。65歳以上の方につきましては、接種日時と医療機関を町が指定する「おまかせ予約」も継続していますので、御希望の方は御利用をお願いいたします。

9月以降には、全ての方を対象に秋開始接種も予定されておりますが、こちらにつきましては国から詳細が示され次第、広報、行政告知放送、及び町ホームページなどでお知らせしてまいります。

また、コロナ過におけるエネルギー価格高騰や物価高騰による経費の増加を、公定価格等により利用者に転嫁できない中、サービスを維持しながら運営を続けております医療関係機関等に対して、支援金の交付を行い、支援してまいりたいと考えております。

次に、福祉保険関係でございます。

食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯、18歳に達する日 以後の最初の3月31日までの間にある児童(障害児の場合は20歳未満)で、住民税均 等割が非課税の子育て世帯に対し、児童1人当たり5万円の給付を5月より実施しており ます。

また、エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯の支援として、住民税が 非課税もしくは均等割のみの世帯に対し、1世帯当たり3万円の給付を7月より開始する 予定でございます。

次に、本町の人口についてでございますが、3月末現在の住民基本台帳人口は、昨年同期と比べまして260名減の1万7,512人となっております。そのうち、65歳以上の高齢者は10人減となりましたが、高齢化率は37.81%と昨年同期比で0.18ポイント増加し、総務省発表によります香川県の31.74%、全国の29%を大きく上回り、人口減少の流れの中、高齢化は引き続き、増加傾向となっております。

また、マイナンバーカードの普及についてですが、令和5年3月末現在で70.23% の普及率となっており、昨年同期から約33%向上しておりますが、町といたしましては、 さらなる普及啓発と推進に努めてまいります。

次に、環境関係についてでございます。

昨年度より開始しました、可燃ごみの祝日での収集を引き続き実施いたしますとともに、 本年度よりごみ袋の極小サイズを作成し、少人数の御家族にも対応でき、今後の地域にお ける環境衛生の向上に寄与するものと捉えております。

次に、防災関連についてでございます。

水防活動につきましては、昨年度に続き、水防工法技術演習会の開催が予定されております。また、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い延期されておりました、土砂災害警戒 区域における住民参加型の避難訓練を、今後計画していく予定です。

これにより、土砂災害に対する避難体制、防災意識の底上げを図り、地域全体の警戒避 難体制の充実・強化を進めてまいります。

次に、交通安全対策関連についてでございます。

本年の香川県内での交通死亡事故件数は、5月1日現在で12件12人であり、昨年同期と比べて1件増加となっており、町内においては、3月2日に四條大橋地区の踏切において、高齢の歩行者と列車が衝突する死亡事故が発生いたしました。これを受け、3月2

9日に現場点検を行い、事故状況について情報共有し、安全対策の協議をしております。

今後も交通死亡事故ワースト返上に向けて、各関係機関と連携しながら、交通安全対策 に取り組んでまいります。

次に、男女共同参画の推進についてでございます。

3年ぶりに、男女共同参画推進講演会を6月24日土曜日、午前10時より神野公民館で実施の予定でございます。

次に、人権啓発・擁護の推進についてでございます。

令和5年度につきましては、LGBTQの研修を町職員に実施を行い、様々な取組を進めてまいります。

次に、情報通信基盤整備事業についてでございます。

増大する通信需要に対応するため、設置から10年が経過した美合、琴南、仲南、満濃の各センターの通信設備の更新及び更新予定であり、その第2弾として、琴南サブセンターの通信設備の更新を行います。今年度以降で順次、仲南、満濃の各センターの更新を行ってまいります。

次に、地方創生関連についてでございます。

まず、ふるさと応援寄附金、ふるさと納税についてでございます。令和4年度の寄附額は約9,070万円で、対前年度36%増と、年々右肩上がりに大きく伸びています。返礼品が広く周知されるようになってきていること、返礼品目の増加やイベント等において、まんのう町のPRによる宣伝の効果が十分発揮されているものと考えます。

ひまわり事業につきましては、今年度の栽培面積は、約16ヘクタールを予定しています。7月には黄色のヒマワリが咲き誇り、大勢の観覧者がまんのう町においでになることを期待しております。

ヒマワリを植えるまでの期間の圃場を利用し、菜の花を植え、3月16日には帆山地区にて菜の花イベントを開催し、田舎そば川原氏による菜の花料理教室、19日にはコキアによるほうき作り体験を開催いたしました。期間中には8,000人を超える来場者が訪れ、町のPRに大きな成果を発揮しています。

移住・定住の推進を図るため実施しております若者住宅取得補助事業、地域木材利用促進補助事業につきましては、令和4年度も順調に推移しております。昨年度より実施しました、水道給水管敷設工事補助金制度につきましては、11件の申請、230万円の実績となっており、移住・定住施策に一定の成果をもたらしているものと考えます。

次に、商工関係でございます。

コロナ禍における原油価格等の物価高騰対策として、本年度は、プレミアム30%付商品券発行事業を実施しております。広報5月号にチラシを折込みしておりますので、プレミアム30%付商品券を購入していただき、町内の皆様の生活応援また事業者の支援をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、観光関係についてでございます。

3月26日には「第3回10Kマラソン」が開催されました。あいにくの雨でしたが、満開の桜の下、満濃池周辺を参加者393名の方が力走されました。

4月23日に国営讃岐まんのう公園で「春らんまんフェスタ・まんのう町の日」を開催いたしました。戦隊ヒーローショーやパフォーマンスショー、讃岐まんのう太鼓などが行われ、家族連れでにぎわいました。

天気が快晴であったこと、またドラ夢ドーム裏の花壇にネモフィラの花が満開で見頃で あったことも重なり、8,700人を超える方がまんのう公園に来場されました。

次に、農林関係についてでございます。

農業経営基盤強化促進法等の改正法が、昨年5月に成立し、本年4月1日から施行されております。改正法では、これまで地域ごとに作成していた「人・農地プラン」を法定化し、地域での話合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化するため、「農業に関する地域計画」を定め、それを実現すべく、地域内外から農地の受け手を幅広く確保しつつ、農地バンクを活用した農地の集約化等を進めることになっておりますので、速やかに計画の策定に着手して、令和6年度末までには町内7か所全ての地域で計画が策定できるよう努めてまいります。

また、森林関係につきましては、適切な経営管理が行われていない森林を対象とした森林経営管理法の制定や、それぞれの地域の実情に応じて森林整備や、その促進に関する事業を幅広く弾力的に実施するための森林環境譲与税の譲与が始まったことを踏まえ、本町の森林づくりの推進に関する基本理念や基本的施策を定めた「まんのう町豊かな森林づくり基本計画」を今年度中に策定することとしており、この基本計画や森林環境譲与税の使途について、広く関係者の意見を聞くため「まんのう町森林委員会」を設置し、検討を進めることといたしております。

次に、健康増進関係についてでございます。

5月より、集団健診及び人間ドックを開始しております。集団健診では、感染防止対策 のため時間と人数を制限して日時指定で実施しておりますので、皆様の御理解、御協力を お願いいたします。

また、予防接種事業では、子宮頸がんワクチン接種のワクチンが、令和5年度からは1 種類追加され3種類となりました。

また、高齢者用肺炎球菌ワクチン接種事業も継続し、肺炎などの感染症を予防し、重症 化の防止に努めてまいります。

次に、学校教育関係についてでございます。

初めに、施設関係につきましては、昨年度、満濃南こども園統合施設としての新園舎が 完成し、4月には新園舎で初めての入園式を迎えることができました。

このことによりまして、町内に6園ありますこども園の全てにおいて、一つの施設での 教育・保育の実施が実現することとなり、これまでにも増して異年齢交流がしやすくなり、 子供たちのよりよい成長に寄与することと喜んでおりますとともに、期待しているところ でございます。

今年度におきましては、こども園のWi-Fi環境のさらなる整備、ICT化を推進するため、具体的な施策の検討・計画づくりを進めてまいります。

また、学校施設の照明のLED化につきましては、大規模改修工事に合わせて実施するなど順次進めておりますが、本年度は起債事業を活用して、高篠小学校及び高篠こども園の照明施設の改修を予定しております。

次に、教育内容の充実についてでございます。

令和2年度におきまして、小学校・中学校の生徒1人に1台のタブレットを整備しております。このタブレット端末には、学習支援ツール・ドリルソフト・オンライン授業ツール・デジタル教科書等が既に搭載されており、学校の授業での活用はもちろんのこと、家庭学習と学校授業との連携や効率化に向けた運用体制づくりを進めてまいります。

特に本年度においては、タブレット端末の家庭への持ち帰りルールの策定、家庭での通信環境の整備の進め方について検討している状況でございます。

また、高校の入学試験でも採用されております英語のスピーキング力の向上のために、本年度よりオンライン英会話を、中学校2年生と小学校6年生の英語科の授業に試験的に取り入れようと考えております。この事業は、生徒1人に外国人1人が対応するオンライン英会話を採用し、スピーキング力を向上させようとするものでございます。

次に、学校の部活動についてでございます。文部科学省が、令和5年度から令和7年度 までの3か年において、休日の部活動について地域移行を進めることを努力目標として打 ち出しております。

教職員の働き方改革がその背景の一つにありますが、本町におきましては、現在、満濃中学校の複数の部活動に、地域の方を部活動指導員として雇用している状況でございます。 本年度以降、県教委の動向も注視しつつ、現在の形も含めて、どのような形の地域移行ができるのか、検討してまいります。

さて、新型コロナウイルス感染症の学校活動への影響についてでございます。

皆様も御存じのとおり、去る5月8日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが、季節性インフルエンザと同等の5類に引き下げられました。

教育現場におきましても感染対策の緩和が図られておりますが、学校・こども園の運営 につきましては、感染法上の新たな位置付けに配慮した基準を設置し、校内・園内での感 染拡大防止には最大限努めてまいりたいと考えております。

次に生涯学習関係についてでございます。

公民館は、地域住民のために社会教育を推進する拠点施設として、中心的な役割を果た しています。生涯学習の場として、心の憩いの場として、地域の絆が強まるよう、施設の 整備・充実に努めております。

本議会に提出しております四条公民館増築工事につきましては、4月より入札公告をし 進めてきておりますが、工事期間中においても地域の方々による四条公民館建設検討委員 会で審議し、設計の当初から計画に携わっていただき、利用者の視点に立った使いやすい 施設工事を協議してまいります。

そして、社会体育施設としては、町内スポーツ活動発展のため、琴南体育館及び屋外施設の照明設備LED化工事を実施します。

次に、文化財についてでございます。ユネスコ無形文化遺産に登録を契機に、「綾子踊」 のさらなる保存継承・普及啓発を図るため、佐文綾子踊保存会と連携し、公開事業、看板 整備等を実施いたします。

次に、国際交流事業といたしましては、令和2年度から中止しておりました、台湾屏東大学の学生との交流事業として、3年ぶりに7月4日から7日までの4日間、まんのう町へ来日しホームステイ等していただき、交流を深める計画をしています。

最後に、新型コロナウイルス感染症は5月8日より5類へ移行したこともあって、生涯 学習活動等の行事、公民館や図書館の体育施設等の公共施設の利用につきましては、町内 が活性化できるよう対応を迅速に進めてまいります。

最後に財政状況でございますが、令和4年度の一般会計の決算見込額は、歳入決算見込額131億3,190万2,000円、歳出決算見込額125億7,045万9,000円で、歳入歳出決算見込差引額は5億6,144万3,000円となります。翌年度への繰越事業の財源7,936万7,000円を差し引くと、実質収支の決算見込額は4億8,207万6,000円となりました。

以上、簡単ではございますが、3月定例議会以降の町政の一端を御報告いたしました。 なお、各課の町政報告につきましては、お手元に御配付させていただいておりますので、 お目通しをお願いしたいと思います。

〇白川正樹議長 町政報告を終わります。

日程第5 所管事務調査の委員長報告(教育民生常任委員長)

- **〇白川正樹議長** 日程第5、所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。 教育民生常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。 教育民生常任委員長、白川皆男君。
- **○白川皆男教育民生常任委員長** 教育民生常任委員会の委員長報告を行います。

去る、5月15日午前9時30分より、全員協議会室におきまして委員全員、執行部出席の下、教育民生常任委員会を公開にて開催いたしました。

議題は、所管事務調査、その他についてであります。

初めに、琴南支所より、内科診療所と歯科診療所の診療状況について報告があり、現在、 5回目のワクチン接種も始まっているが、コロナの感染症法上の位置付けが5類になり、 再び感染が拡大する可能性があることから、診療状況がコロナ前の水準まで回復するには、 時間がかかるものと推測する、との報告がありました。 委員より、造田内科診療所における令和4年度の8月の診療報酬が大きく増加している 理由にはコロナ以外の影響があったのか、との質疑があり、執行部より、診療所に確認し たところ、コロナ以外の主な要因はなく、コロナ禍の2、3年間についてはコロナの動向 で増減を繰り返している、との答弁がありました。

委員より、診療所の診療状況を月ごとに作成しているが、年ごとに作成し、経年変化が 分かるように工夫してほしいとの意見がありました。

次に住民生活課より、主要行事、戸籍・住基関係、環境関係について報告があり、戸籍・住基関係では、4月末の高齢化率などや住民異動届の受付件数について、マイナンバーカードの普及率、コンビニ交付の発行件数などについて報告がありました。環境関係では令和4年度の燃やせるごみの量が前年度比106.4%、燃やせないごみは84.2%、資源ごみは95.57%になったことと、火葬場利用件数や太陽光発電設備補助等の実績報告がありました。

委員より、全国でマイナンバーカードを利用したコンビニ交付で、トラブルが発生した 件の本町の対応について質疑があり、執行部より、情報の管理が自治体によって違ってお り、本町は中讃広域の情報センターが管理し、トラブルは発生していないと聞いている。 また、6月にメンテナンスの更新作業があり、トラブルが発生しないように対策をすると の報告も受けている、との答弁がありました。

委員より、今回のようなマイナンバーカードに関するトラブルなどの問合せがあった場合、担当部署を明確にし、住民に対し真摯に対応するようにとの意見がありました。

委員より、特小サイズのごみ袋について、住民の認知度が低く利用されていないため、 定期的な周知をお願いしたい。またサイズが大・小・特小では分かりづらいため、大・ 中・小にしてはどうかとの意見があり、執行部より、特小サイズのごみ袋を作成する際に 袋の規格について協議したが、大・中・小とした場合に従来の小サイズと新たに作成した 小サイズを誤って購入することが想定されるため、従来の小サイズより小さいサイズとし て特小規格とした。また住民への周知については、機会ごとに周知したいとの答弁があり ました。

次に福祉保険課より、行事等の報告と、まんのう町民生委員児童委員協議会総会で配付された、「民生委員活動と社会福祉協議会~令和5年度町社協事業計画から~」と題した資料の紹介がありました。また、「まんのう町第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画について」と「まんのう町高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画について」の策定スケジュール等の説明がありました。

委員より、香川県適正化事業説明会の内容について質疑があり、執行部より、介護保険 適正化システム及びケアプラン分析システムからデータを活用し、一つの事業所にサービ スの偏りがないかなどの検証が行えるよう、県広域連合よりレクチャーを受けた、との答 弁がありました。

委員より、生活困窮者支援法に関する取組について質疑があり、執行部より、昨年度は

非課税世帯及び住民税均等割のみの世帯に対して給付金等の事業を実施した、そのほか、 社会福祉協議会では貸付事業や一時的なフードサービスを行っている、との答弁がありま した。

次に健康増進課より、事業等の報告、中讃圏域健康生きがい中核事業利用実績、温泉バス利用実績及び子育て支援サービス事業実績について報告がありました。

委員より、2歳児健診や乳幼児健診などの取組は、参加率を上げることが重要なため、 参加率向上対策の検討をしてほしいとの意見があり、執行部より、案内した対象者のほと んどが参加していると思うが、参加状況を確認し、検討したいとの答弁がありました。

次に、学校教育課より、2月・3月・4月の行事報告と、5月1日現在の町内園児・児童・生徒数について報告がありました。町内園児・児童・生徒数については、令和4年度と令和5年度との比較の説明があり、中学校では微増しているが、小学校、こども園、いろは保育園では、大きく減少している、との説明がありました。

委員より、全国的に教職員の不足により授業ができず自習になることがあると聞くが、 本町の状況はどうなのか、との質疑があり、執行部より、町内の小中学校では、教職員の 不足による理由で自習を行っている学校はない。しかし、琴南小学校においては、児童数 が少ないため複式の指定を受けているが、町内教育環境のバランスを図ることから、教職 員を増員して学年ごとの授業を実施している。今後は、複式解消のための教職員の確保が 課題になるとの答弁がありました。

委員より、本庁舎や各支所において一般の必要な方に無料で生理用品を配布したり、小中学校でも保健室に備え置くなどの取組を行っているが、全国では、学校の女子トイレに 生理用品を設置する自治体が増えているため、本町でも同様の取組をお願いしたい、との 意見がありました。

次に、生涯学習課より、主要行事報告や町立図書館、スポーツセンターまんのう、天文 台、民具展示室、社会体育施設の利用状況等についてと、四条公民館増築工事入札状況に ついての報告がありました。

委員より、体育施設関連の資料で現在の状況がよく理解できる、今後は、事業実施に対する費用対効果などの資料作成についてお願いする、との意見がありました。

以上、所管事務調査を行い、委員会を閉会いたしました。

以上で、教育民生常任委員会の委員長報告を終わります。

〇白川正樹議長 これをもって、教育民生常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇白川正樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第6 所管事務調査の委員長報告(建設経済常任委員長)

〇白川正樹議長 日程第6、所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。

建設経済常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長、合田正夫君。

〇合田正夫建設経済常任委員長 建設経済常任委員会の委員長報告を行います。

去る5月16日午前9時30分より、全員協議会室におきまして委員全員、議長、執行 部出席の下、建設経済常任委員会を公開にて開催いたしました。

議題は、所管事務調査、その他であります。

まず、仲南後山地区の森末牧場、琴南造田地区のコウノトリ飛来地、満濃炭所西塩田地区の圃場整備工事をそれぞれ現地視察いたしました。

その後、全員協議会室に戻り、所管課より事業報告を受けました。

初めに、地籍調査課より、2月20日及び3月8日、令和3年度調査地区工程検査、2月22日、28日及び3月8日、令和4年度調査地区工程検査、4月3日、令和5年度調査地区事業交付申請書提出、4月5日、令和3年度調査地区認証請求、5月10日、令和5年度香川県国土調査推進協議会定例総会などについて報告がありました。

委員より、地籍調査現地調査計画の中で、残り数年先の地籍調査終了後の予定について 考えているのか、との質疑があり、執行部より、固定資産税への反映作業があるため、税 務課と調整が必要である。また、地籍調査終了前の2年ないし1年前には住民へ周知を予 定している、との答弁がありました。

次に、農林課より、農林振興関係の行事報告のほか、農業委員会の行事報告、有害鳥獣 捕獲頭数及び補助金状況の報告、木育関係実績の報告、満濃農村環境改善センター利用状 況の報告がありました。

委員より、令和5年4月7日から国指定特別天然記念物「コウノトリ」の観察が開始されたが、今後テレビなどで放送があるのか、との質疑があり、執行部より、コウノトリは国指定の天然記念物で、二つの法律、文化財保護法と種の保存法によって大切に保護される鳥で、今の段階で広く公表すれば多くの人が現場に訪れることが想定されるため、公表の時期をずらしたいと考えている、との答弁がありました。

委員より、令和5年3月20日の町内若手農業者座談会に参加した人数と年齢層について質疑があり、執行部より、当初50人程度の方に案内したところ10人程度の参加があり、40歳以上の方が多かった、との答弁がありました。

委員より、令和5年3月9日から3月10日に、東京都で女性農業委員会活動推進シンポジウムの行事が開催されたが、まんのう町からはどのような方が参加したのか、との質疑があり、執行部より、まんのう町では女性農業委員1名、女性最適化推進委員1名にそれぞれ任命・委嘱している。今回は最適化推進委員の女性の方1名に参加していただいた、との答弁がありました。

委員より、農業において、ひもタイプで草刈りをした後の小さな草が風などにより民家 に飛んだり、トラクターに付いた土が道路に落ちてしまう場合などがあり、片付けをする 際に注意しているが、やむを得ず残ってしまうことがある。農業委員会においても住民の 方に理解していただけるように対応してほしい、との意見があり、執行部より、そのよう な苦情の連絡が入ることがあるが、状況を聞き、営農上、仕方ないものについては、理解 していただくよう説明している、との答弁がありました。

次に、建設土地改良課より、土地改良事業関係進捗状況、5月10日現在の主なため池の貯水状況、林道・公共土木・都市計画・住宅事業関係進捗状況、下水道・農業集落排水事業関係などについて報告がありました。

委員より、祓川公園トイレ新築工事はいつ頃から取りかかるのかとの質疑があり、執行部より、現在の予定としては、6月早々に祓川児童館の解体工事を実施し、完了が8月頃の予定である。それに併せて、祓川公園トイレ新築工事に取りかかり、2月には工事完了予定としているとの答弁がありました。

委員より、工事期間中の仮設トイレについて質疑があり、執行部より、少年野球やグラウンドゴルフなどの関係団体と協議をしながらの設置を考えている。設置場所は1か所とし、工事事務所に併設した場所を予定しているが、トイレの数については、できるだけ希望に添えるように検討したいとの答弁がありました。

次に、地域振興課より、地域おこし協力隊の各隊員の活動状況、若者住宅取得及び地域 木材利用住宅等補助事業、ひまわり推進事業、ものづくりセンター管理運営事業、琴南地 域活性化センター・ことなみ未来館事業、ふるさと納税事業、商工事業、移住・定住事業 について報告がありました。

委員より、ひまわりオイルの売上げが目標本数に届いているのか、いないのか、売上実績では分かりにくいとの質疑があり、執行部より、目標の販売本数を目指して、ものづくりセンターも努力している。ただ、通常のひまわりオイルだけでは売上げが伸びないだろうと、新商品としてプレミアムオイルを開発し、差別化をした販売に取り組んでいるとの答弁がありました。

委員より、ふるさと納税事業でまんのう町への納税額が3年連続で増加している。とてもよいことだが、コロナの制限が緩和された今後の戦略は考えているのかとの質疑があり、執行部より、コロナ禍の巣ごもり需要により売上げが伸びたと推測される。今後は返礼品を扱うポータルサイトにも力を入れ、返礼品の写真の見栄えをよくすることを予定している。また、返礼品の商品を増やすことも検討しているとの答弁がありました。

委員より、町内にある樹木を木材として利用する場合について質疑があり、執行部より、町内には、樹齢が70年を超える樹木が非常に多くなっているが、森林の整備、管理、保持の経営計画を協議する場がなかった。しかし先般、森林委員会の設置要綱を定め、今後は、森林整備計画と経営計画を令和5年度から6年度にかけて策定し、よりよい木材の使用や森林整備を進めていくとの答弁がありました。

以上、所管事務調査を行い、委員会を閉会しました。

以上で、建設経済常任委員会の委員長報告を終わります。

○白川正樹議長 これをもって、建設経済常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇白川正樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第7 所管事務調査の委員長報告(総務常任委員長)

- **〇白川正樹議長** 日程第7、所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。 総務常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。 総務常任委員長、松下一美君。
- **〇松下一美総務常任委員長** それでは、総務常任委員会の委員長報告を行います。

去る、5月22日午前9時30分より、全員協議会室におきまして委員全員、議長、執行部出席の下、総務常任委員会を公開にて開催いたしました。

議題は、所管事務調査、その他についてであります。

初めに、総務課より、事業報告、火災発生状況、救急出動状況、交通事故発生状況、高齢者免許返納者状況、選挙人名簿登録者数、防災出前講習状況、交通事故発生日報及びD X・デジタルトランスフォーメーションなどについて説明がありました。

委員より、サービス向上対策として、電話対応の際に通話を録音している自治体がある、また、民間企業でも録音しているところが多いので、トラブル防止の観点からも導入してはどうか、との意見があり、執行部より、現在、犯罪の防止や住民サービスの向上などを目的として、税務課のみ通話を録音している。そのほかの部署については、他の自治体の状況を見ながら検討したい、との答弁がありました。

委員より、琴南支所の期日前投票所の設置について質疑があり、執行部より、4月の香川県議会議員選挙の際に1日間の開設を予定していたが、無投票のため開設しなかった。 今後も投票環境の改善に向けて選挙管理委員会と協議しながら対応したい、との答弁がありました。

また、委員より、選挙に関する改革について、現状の実態調査や住民の要望などを総合的に判断して取り組んでほしいとの意見がありました。

委員より、DX・デジタルトランスフォーメーションの取組として、高齢者向けスマホ 講座を予定しているが、住民に周知はしているのか、との質疑があり、執行部より、周知 は今後行う予定としており、業者とタイアップしてスマホ講座を実施したい、との答弁が ありました。

委員より、横断歩道のラインが消えている箇所を見かけるので、交通安全対策として早 急に対応をしてほしいとの意見があり、執行部より、建設土地改良課と総務課で連携して 対応したいとの答弁がありました。

次に、企画政策課より、まんのう町土地開発公社、一般財団法人ことなみ振興公社、有

限会社仲南振興公社、株式会社グリーンパークまんのうの事業報告及び決算報告があり、 コミュニティー・自治会関係では、まんのう町連合自治会の役員体制などについて、交通 対策関係では、あいあいタクシー事業実績、福祉タクシーの実施状況について、公聴広報、 情報政策、人権推進室関係の事業報告等がありました。また、コロナが5類に移行したこ とから町政懇談会を6月上旬に開催予定としており、議会との意見交換会の開催も予定し ている、との報告がありました。

委員より、町内の自治会の加入率について質疑があり、執行部より、加入率については 年々下がってきており、加入率の推移が分かる資料を作成して改めて提示する、との答弁 がありました。

委員より、連合自治会との意見交換会の開催時期について質疑があり、執行部より、先 日の連合自治会の役員会で協議したところ、例年どおり1月の開催を予定している、との 答弁がありました。

次に、税務課より、令和5年度の固定資産税の調定額は11億1,019万3,600円となっており、昨年度と比較して、土地の調定額は微増、家屋及び償却資産の額は増加しており、主な要因は、町内に大型スーパーがオープンしたことによるものである。軽自動車税の調定額は8,145万3,000円であり微増であるが、5年間連続で増加している。また、令和4年度の町税等の収納状況と、令和5年度からは地方税統一QRコードを利用して町税が納付できるようになったとの報告がありました。

委員より、地方税統一QRコードを利用して町税を納付した場合の町が負担する事務手 数料について質疑があり、執行部より、町が負担する事務手数料はないとの答弁がありま した。

次に、会計室より令和4年度一般会計決算見込額について報告があり、歳入見込額13 1億4,428万4,000円、対前年度比約3.9%増、歳出決算見込額125億8, 908万6,000円、対前年度比約3.9%の増で、歳入歳出差引残額5億5,519 万8,000円である。なお、差引残高に含まれる翌年度へ繰り越すべき財源の見込額7, 936万7,000円を差し引いた、実質収支見込額は4億7,583万1,000円で ある。また、3月・4月に出納検査を受けており、監査委員より適正に処理できていると の報告を受けているとの報告がありました。

次に、琴南支所より、事業報告、琴南農改センター・琴南総合センターの利用実績、窓口受付件数について報告があり、施設利用については、コロナ禍により利用が減少していたが令和4年度は回復傾向にあり、前年を大きく上回っている、との報告ありました。

委員より、旧琴南総合センターの周辺の今後の計画について質疑があり、執行部より、 先般、防火水槽設置工事が完了したので近々に駐車場整備工事に取りかかり、今年度中の 完了を予定している、との答弁がありました。

委員より、琴南総合センター周辺の地区は小売店がないため、住民の方から琴南総合センターのワークショップルームを店舗に活用してもらいたいとの要望がある。施設の利用

率向上や買物支援対策にもなるので検討してはどうかとの意見があり、執行部より、琴南総合センターの施設を利用した小売店の出店の可能性など、関係部署と協力して検討していきたい、との答弁がありました。

次に、仲南支所より、2月から4月までの事務事業報告があり、心配事相談などの相談 事業や民生・児童委員協議会仲南部会定例会などの開催や、仲南地区自治会長会では、仲 南地区消防団の再編について敬老会の実施などについて協議を行ったこと、また、窓口業 務受付件数と町マイクロバス運行実績などについて報告がありました。

最後にその他では、委員より、新聞などでまんのう町のコウノトリについての情報が掲載されたが、町としての対応や住民への周知はどのようにするのか。香川県において初めての事なので、県と連携して今後も子育ての場となるよう環境に配慮し、大切にしてほしいとの意見があり、執行部より、コウノトリの対応は、農林課が中心となって対応している。また、豊岡市がコウノトリについて経験が豊富で、対応事例もあるので相談をしながら対策を取っているとの答弁がありました。

以上、所管事務調査を行い、委員会を閉会しました。

以上で、総務常任委員会の委員長報告を終わります。

○白川正樹議長 これをもって、総務常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告 を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

3番、鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 委員長報告の中の2ページのところの真ん中辺りなんですけれども、 DX・デジタルトランスフォーメーションの取組として、高齢者向けのスマホ講座を予定 していると。また、執行部の答弁のほうでは、周知は今後行う予定としており、業者とタ イアップをしてスマホ講座を実施したい、とあります。

この業者というのは、今の携帯会社のdocomo、au、SoftBank、そういったところなのでしょうか。それともまた、専門業者として委託をして行う業者のことでしょうか。お聞きします。

- **〇白川正樹議長** 総務常任委員長、松下一美君。
- **〇松下一美総務常任委員長** ただいまの質問に対してでありますけど、DXでデジタルの事務化を進めていきたいという執行部の考えの下でありまして、業者については詳しく聞いておりませんので、また後ほど報告させていただきます。
- **〇白川正樹議長** 3番、鈴木崇容君。
- **○鈴木崇容議員** もしその業者というのが、docomo、au、SoftBank、そういったところであれば、もう既にそのスマホの講座というものは、各公民館などで数回行っているはずです。

またこれと違う講座ということなのかも、またお知らせいただけたらありがたいと思います。

- **〇白川正樹議長** 総務常任委員長、松下一美君。
- **〇松下一美総務常任委員長** 重なるところもあると思いますけど、一応、高齢者向けにスマホ講座を予定しているとのことでありますので、よろしくお願いしたいと思います。
- **〇白川正樹議長** ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇白川正樹議長 これをもって、質疑を終了いたします。

ここで、休憩を取ります。議場の時計で10時55分まで休憩といたします。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時55分

〇白川正樹議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

日程第8 報告第1号 専決処分の報告について (まんのう町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について)

○白川正樹議長 日程第8、報告第1号 専決処分の報告について(まんのう町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について)の件を議題といたします。

提出者に報告内容の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、報告第1号 まんのう町個人番号の利用及び 特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、その上程理由を申し上げます。

本条例の一部改正は、令和5年4月1日より、子ども医療費助成の支給対象年齢を18歳までに引上げ実施するに当たり、令和5年3月議会において御承認いただきました、議案第11号 まんのう町福祉医療費助成条例の制定について、既存のまんのう町子ども医療費支給に関する条例、まんのう町ひとり親家庭等医療費支給に関する条例、まんのう町重度心身障害者等医療費支給に関する条例を廃止し、医療費助成に関する三つの条例を一本化した、まんのう町福祉医療費助成条例を新たに制定させていただいたところですが、まんのう町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の別表第1・別表第2に、改正前の三つの条例、まんのう町子ども医療費支給に関する条例、まんのう町ひとり親家庭等医療費支給に関する条例、まんのう町直度心身障害者等医療費支給に関する条例の記載がありましたので、まんのう町福祉医療費助成条例に改正し、地方自治法180条の第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

どうぞ御理解賜りますよう、お願い申し上げます。

〇白川正樹議長 本件は、議会の委任による専決処分ですが、特に質疑がありました ら許可をいたします。質疑はありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

〇白川正樹議長 質疑なしと認めます。質疑を終了いたします。

これをもって、本件は報告済みといたします。

日程第9 報告第2号 専決処分の報告について (預かり保育利用料金請求事件)

○白川正樹議長 日程第9、報告第2号 専決処分の報告について(預かり保育利用 料金請求事件)の件を議題といたします。

提出者に報告内容の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、報告第2号 専決処分の報告(預かり保育利用料金請求事件)について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定された事項に基づき、令和5年3月15日付で別紙専決処分書のとおり専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

概要といたしましては、預かり保育利用料金の滞納が4万2,600円であり、滞納者に対し、督促等、再三の納付指導を行ってきましたが、その履行がないため支払督促の申立てを善通寺簡易裁判所に行ったものでございます。

以上、専決処分の報告といたします。

〇白川正樹議長 本件は、議会の委任による専決処分ですが、特に質疑がありました ら許可をいたします。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇白川正樹議長 質疑なしと認めます。質疑を終了いたします。

これをもって、本件は報告済みといたします。

日程第10 報告第3号 専決処分の報告について (預かり保育利用料金請求事件)

〇白川正樹議長 日程第10、報告第3号 専決処分の報告について(預かり保育利用料金請求事件)の件を議題といたします。

提出者に報告内容の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、報告第3号 専決処分の報告(預かり保育利用料金請求事件)について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定された事項に基づき、令和5年4月18日付で別紙専決処分書のとおり専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

概要といたしましては、預かり保育利用料金の滞納が1万1,400円であり、滞納者に対し、督促等、再三の納付指導を行ってきましたが、その履行がないため支払督促の申立てを善通寺簡易裁判所に行ったものでございます。

以上、専決処分の報告といたします。

○白川正樹議長 本件は、議会の委任による専決処分ですが、特に質疑がありました ら許可をいたします。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇白川正樹議長 質疑なしと認めます。質疑を終了いたします。

これをもって、本件は報告済みといたします。

日程第11 報告第4号 令和4年度まんのう町繰越明許費繰越計算書について

○白川正樹議長 日程第11、報告第4号 令和4年度まんのう町繰越明許費繰越計 算書についての件を議題といたします。

提出者に報告内容の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、報告第4号 令和4年度まんのう町繰越明許 費繰越計算書につきまして御説明申し上げます。

まず、一般会計全体の令和4年度から令和5年度への繰越額は、翌年度繰越額の合計にありますように、9億455万円であります。財源内訳といたしまして、国庫支出金が7,200万円、県支出金が3,193万7,000円、地方債が2億9,660万円、負担金などその他の財源が4億2,424万6,000円、一般財源が7,976万7,000円となっております。

次に、繰越事業のうち主なものといたしまして、3,000万円以上のものを御説明いたします。

まず、第2款第1項総務管理費、琴南総合センター新築事業費におきましては、造成工事の3期工事費として5,032万2,000円を繰り越し、同項町民文化ホール費においては、つり天井改修工事費の1億4,541万3,000円を繰り越しております。

次に、第7款第1項の商工費、商品券発行事業費におきましては、4億8,139万2,000円の繰越額となっております。これは、物価高騰対策分としてのプレミアム商品券の発行事業費の繰越しとなります。

第10款第3項中学校費、満濃中学校等整備・運営事業費におきましては、まんのう町 教育情報セキュリティポリシーの改定支援業務及び満濃中学校大規模修繕費として3,7 00万円の繰越しとなります。

同款、第5項、社会教育費におきましては、満濃池の名勝指定に伴う土地買上事業費の 3,354万5,000円の繰越しとなります。

その他18事業で、合計9,455万円の繰越しとなります。

次に、次ページの下水道特別会計でありますが、542万4,000円の繰越しであります。財源内訳といたしまして、地方債が530万円、一般財源が12万4,000円となっております。

第1款第1項総務管理費、中讃等流域下水道負担金において、542万4,000円が

繰越額となっております。これは、全額負担金であります。

以上、簡単ではございますが、令和4年度繰越明許費繰越計算書の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○白川正樹議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 私も長い間、予算書や決算書を見てきたんですけど、繰越明許が9億円というのは今まで経験なくて、大抵はないか二、三件ぐらい。工事の施工が遅れたから、支払いができないからというのがほとんどですけれども、これ見ると多種多様でして、一つには政府がコロナ対策で、予備費で組んでおいて補正予算で市町村に執行を求めるもの、これが山積みですね。

市町村で執行できないのに、また今回、今年度の当初予算の補正が6月に上がってくるというふうに、政府がもう市町村がお金要る言いよらんのに、各省庁が政策研究してないのに、経済統計の新SNAのシステムが、民間需要がこれぐらい下がる、設備投資はこれぐらいだろうと、貿易収支の黒字幅はこれぐらいだろうと、そうしたら政府の公共投資、これだけせんとGDPがこれだけになる。で、政府の公共投資の額、政府支出を先に決めて省庁に割り振っておると。

で、省庁も急に対応できんから、地方創生臨時交付金で内閣府が直接市町村に配ると。 政府は使い道が分からんから、市町村が実情に合った使い方を考えろと。こうやって投げ てきている。この累積がこの繰越明許費の9億円。これ全てではないです。施工の時期が、 発注時期の関係で翌年度にまたがったものも相当あるのも分かりますけれども、政府の今 の財政運用の弊害が来ているように思います。

で市町村は、政府が執行せよと言って振ってくるから、仕事山積みでもう追い使われて おると。市町村方は政府に対して、執行してやるからと約束したんか、相談があったのか なかったのか、政府の財政運用はもう誠に、規律・秩序を失った目を覆わんばかりのひど さだと思います。

前回の衆議院選挙のときの、与党はばらまく、野党もばらまきの国民の御機嫌取りばかりで、今や与野党ともに信頼できる政党はない、こんなふうに私は思うわけであります。 この異常事態が、実務的にどういうことを呈しておるのか、ちょっと説明いただきたい。

それから最後の下水道事業負担金とありますが、これ地方債を充当しとんで、工事費、施工費に対する負担金と見ていいわけですね。負担金と言われてでも、経常運転のお金なのか何か分かりませんからね。地方債があるから、施工費充当分なんだろうとは思いますけれども、それを伺いたい。

というんともう一つは、政府の予備費からの補正予算要求に対するものが、このたくさんある中のどれとどれなのか。全部とまでは言わなくていいですけど、目ぼしいところを教えてください。

この内容をつかまずして、政府が配ってくれる金を要らんと言ってお断りする必要はな

いわけで、くれるのはもらわないかんなと思います。9億円のうちの7,976万7,000円が一般財源持ち出しですから、町民経済、地域経済にとっては9億円執行すれば、町はまあ8,000万円ぐらい使ったら9億円使えるんだということで、悪いことじゃない、経済政策としてはね。

そういうことはあるものの、この異様な事態の実態を、我々執行部と議会が共に理解できたらと思うわけで、町長を追求するわけではないです。実情をお伺いしたいというのが私の質問意図でございます。よろしくお願いします。

- **〇白川正樹議長** 総務課長、朝倉智基君。
- **〇朝倉総務課長** ただいま竹林議員から御指摘いただいたように、全体としましては 9億円を超えるような繰越予算となってございます。

政府のその予備費のところでございますけれども、7款の商工費の商品券発行事業費、物価高騰対策分、これ30%の商品券、プレミアム商品券事業でございますけれども、これがそのうち、9億のうち4億8,139万2,000円と、もうほぼほぼこちらの予備費を使った、いわゆる地方創生臨時交付金、コロナの交付金を使ったものになってございます。

そのうち国庫支出金、この7,200万円が、それこそまさにコロナの臨時交付金でございます、それで繰り越しておるんですが、その他のところに4億939万2,000円とあります。これは商品券を買っていただいた方の等価の商品券代が入っておりますので、このような大きな金額となっているわけでございます。

あと、2款総務費の町民文化ホール費でございますけれども、こちらも3億1, 54651, 000円のうち1億4, 54153, 000円、こちらのほうが繰越しとなってございます。こちらのほうにつきましては、つり天井の改修でございますが、一部建築資材の不足による納期の遅延の発生のため、繰り越しておるという状況になってございます。

大きいもので言えばその2点でございますが、先ほど御指摘のあったその政府の予備費 関連につきましては、やはり商工費のプレミアム商品券30%の4億8,139万2,0 00円ということで御理解をいただければありがたいというふうに思っております。

次に、下水道の流域の負担金でございますけれども、これは毎年、流域の負担金は県のほうが繰り越してございます。その流域、中讃等の流域下水道負担金に対しまして、今年度というか4年度から542万4,000円、これは県が実施する建設工事の町の負担金でございます。これを県の事業の遅れによるものとして繰り越して、そのうち地方債が530万円、これを充当しまして、一般財源としましては12万4,000円という形で、繰越しをお願いしているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

- **〇白川正樹議長** 6番、竹林昌秀君。
- **〇竹林昌秀議員** 町の行政機構として、これだけ繰越しがあるということは、もう本 当に仕事がつかえておるということで、平成4年度に置いておかなければいけないものと、

今年度、平成5年度のことを両方しよるという状態にあることを、我々が理解しておかなければならんと思いますね。

皆さん、誠に御苦労さまです。仕事をやり終えてから休み取ろうと思ったら、休みや取れやしませんから、休みの計画を先に入れて、休んでから仕事でもせんと、夏休み取れませんよ。それで健康を守るということがほかの人に迷惑をかけない一番の手だてですから、その辺はこの暑い時期に至ったら、町長や幹部方、職員たちが積極的に休みを取るように。町長も、もうやみくもに会合に出よったら、これはもう大変なので、副町長と所管課長と事情でより分けて、組織的に対応していただけたら。もう丸ごと担う必要ないです。それを申し上げておきたい。

それからもう一つ、中讃流域下水道の財政負担の仕組みをちょっと理解しておきたいんですが、中讃流域下水道がお金を借りるのではなくて、要る金を市町村に割り振って、市町村が地方債を借りて流域下水へ納めるという仕組み。地方債は市町村が納めるんだと、そういう構造と理解してよろしいですね。

そうすると、実質公債費比率とかで市町村財政の形で財政コントロールしておけば破綻 はないという、こういう仕組みと受け止めてよろしいんでしょうか。お願いします。あ、 総務課長、うなずいてくれとったからそれでいいんですね。分かりました。

〇白川正樹議長 ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇白川正樹議長 質疑を終了いたします。

これをもって、報告第4号 令和4年度まんのう町繰越明許費繰越計算書についての件を終わります。

日程第12 議案第1号 専決処分の承認について(令和5年度まんのう町一般会計補 正予算(第1号))

〇白川正樹議長 日程第12、議案第1号 専決処分の承認について(令和5年度まんのう町一般会計補正予算(第1号))の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました議案第1号の専決処分の承認についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、別紙専決処分書のとおり、食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育で世帯に対し、児童1人当たり一律5万円の特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行うものであります。全額国庫補助金により5月の支給を実現するべく緊急に執行を要するため編成し、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年4月27日付で専決処分により補正をいたしました。

それでは、1ページをお開きください。

第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ810万円を追加し、歳入歳出予算の 総額を歳入歳出それぞれ118億3,810万円とするものでございます。

それでは、補正予算事項別明細書により、歳入の補正に関するものを御説明申し上げます。

9ページをお開きください。

第14款国庫支出金が810万円の増額です。これは、子育て世帯生活支援特別給付金 事業補助金の新規計上によるものでございます。

続きまして、歳出に関するものを御説明申し上げます。

10ページをお開きください。

3款民生費が810万円の増額です。これは、第2項児童福祉費、第3目児童措置費に おいて、子育て世帯生活支援特別給付金事業の給付費の750万円をはじめ、システム改 修、従事する会計年度職員の報酬、事務消耗品などの経費で810万円となります。

以上、議案第1号の専決処分の承認、令和5年度まんのう町一般会計補正予算(第1号) について、御説明申し上げました。

御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〇白川正樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇白川正樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。 お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号は、会議規則第39条第3項の規定により、 委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇白川正樹議長 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第1号 専決処分の承認について(令和5年度まんのう町一般会計補正 予算(第1号))の件を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第13 議案第2号 専決処分の承認について(まんのう町税条例等の一部改正について)

〇白川正樹議長 日程第13、議案第2号 専決処分の承認について(まんのう町税 条例等の一部改正について)の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第2号 専決処分の承認について、提案 理由を申し上げます。

このたびの改正は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和5年3月31日に公布され、同年4月1日より施行されたことに伴い、まんのう町税条例を改正する必要が生じ、同年3月31日にまんのう町税条例等の一部を改正する条例を専決処分したもので、地方自治法第179条第3項の規定により、これを議会に報告し承認を求めるものでございます。

改正内容につきましては、税務課長に説明させますので、よろしくお願いいたします。

- **〇白川正樹議長** 税務課長。
- **〇黒木税務課長** それでは、条例改正の詳細について御説明させていただきます。

このたびの改正は、地方税法等の一部を改正する法律が令和5年4月1日より施行されたことに伴い、上位法との整合を図るため税条例の一部を改正し、専決処分を行ったものでございます。

改正の主な内容は、個人町民税関係で、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例の適用期限の延長、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例の適用期限の延長、軽自動車税関係で、グリーン化特例の適用期限の延長、その他関係法令の改正に伴う規定の整備でございます。

それでは、議案第2号の新旧対照表を用いて、改正点について御説明させていただきます。

タブレットの定例会関係フォルダ、令和5年度フォルダ、第2回定例会フォルダ、税条 例改正資料フォルダ内に条例改正の要旨を載せておりますので、併せて御覧ください。

関係上位法や適用条項の改正に伴う修正や条文中の字句の訂正、条ずれ項ずれ等は、説明を簡略化させていただきますので、よろしくお願いいたします。下線の箇所が改正部分で右側の欄が改正前、左側の欄が改正後でございます。

1ページから2ページを御覧ください。

第23条第2項は、字句の訂正でございます。

第46条は、給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等に関する規定で、納入書の様式追加に伴う改正及び字句の訂正でございます。

第48条は、法人の町民税の申告納付に関する規定、第50条は、法人の町民税に係る

不足税額の納付の手続に関する規定で、いずれも納付書の様式追加に伴う改正及び字句の 訂正でございます。

3ページを御覧ください。

第81条の7、第82条は、字句の訂正でございます。

4ページを御覧ください。

第98条は、たばこ税の申告納付の手続に関する規定で、納付書の様式追加に伴う改正 でございます。

5ページを御覧ください。

第100条の2は、字句の訂正でございます。

第101条は、たばこ税に係る不足税額等の納付手続に関する規定で、納付書の様式追加に伴う改正でございます。

第139条の2は、字句の訂正でございます。

6ページを御覧ください。

附則第8条は、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例に関する規定で、 課税の特例の適用期限を現行の令和6年度までを、令和9年度まで延長するものです。

附則第9条、附則第9条の2は、字句の訂正でございます。

7ページから9ページを御覧ください。

附則第10条は、読替規定に関する規定で、法律改正による条文の削除に伴う改正でございます。

附則第10条の2、附則第10条の3は、法律改正に伴う項ずれの改正及び字句の訂正 でございます。

10ページを御覧ください。

附則第15条の2は、軽自動車税の環境性能割の非課税に関する規定で、臨時的軽減措置に係る規定を削除したものでございます。

附則第15条の2の2、附則第15条の2の3は、条ずれによる改正でございます。

附則第15条の6第3項は、軽自動車税の環境性能割の税率に関する規定で、臨時的軽減措置に係る規定を削除したものでございます。

11ページから13ページを御覧ください。

附則第16条は、軽自動車税の種別割の税率の特例に関する規定で、排出ガス低減性能及び燃費性能が優れる環境負荷の小さい軽自動車(新車に限る)を取得した翌年度分の軽自動車税種別割の税率を軽減するグリーン化特例の適用期限を、第2項にて75%軽減に係る車両について3年間延長し、第3項にて50%軽減に係る車両について同じく3年間延長し、第4項にて25%軽減に係る車両について2年間延長するものでございます。併せて、法律改正に伴う項ずれの改正及び字句の訂正を行うものでございます。

附則第16条の2は、附則第16条の改正に伴う規定の整備でございます。

14ページを御覧ください。

附則第17条の2は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例に関する規定で、適用期限を現行の令和5年度までを、令和8年度まで延長するものでございます。

15ページを御覧ください。

第2条のまんのう町税条例の一部を改正する条例の一部改正につきましては、第82条 及び附則第16条第1項の字句の訂正に合わせた、字句の訂正でございます。

最後に、本条例改正の附則としまして、16ページ下段に第1条として施行期日を、17ページに第2条として固定資産税に関する経過措置を、第3条として軽自動車税に関する経過措置を規定するものでございます。

今回の改正による税収への影響でございますが、肉用牛の売却による事業所得に係る町 民税の課税の特例については、令和3年度、4年度とも該当は1件と少数であることから、 適用期限の延長による影響はないものと見込んでおります。

優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税 の特例については、令和3年度、令和4年度ともに該当はございません。

軽自動車税種別割のグリーン化特例については、令和4年度に軽減対象となった車両は ございません。令和4年度課税分から、75%軽減の対象車両は電気軽自動車及び天然ガ ス軽自動車で、50%軽減と25%軽減の対象車両はガソリン車のうち営業用の乗用車の みとなり、自家用車や貨物車は対象外となったことから、軽減の対象となる車両は少なく、 適用期限の延長による税収への影響は少ない見込みでございます。

以上、議案第2号 専決処分の承認について(まんのう町税条例等の一部改正について) 御説明申し上げました。御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

- **〇白川正樹議長** これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 6番、竹林昌秀君。
- **○竹林昌秀議員** 地方自治の3本柱の一つが自治徴税権、住民に賦課し徴収するという強大な行政執行権ですね。この改正の説明であります。

課長が説明された改正内容の説明、新旧対照条文表とかついとったんですけど、私が関心あったのは最後の、対象になるところが何件あって、何ぼ税額が変わるんかというところなんですね。それ課長、読み上げたけど、これ一覧表にして出してくれんかな。

住民生活に関わること、一番は何ぼようけ納めて、あるいは何ぼ減って、対象が何件あるのが何ぼになるという、ここです。役場がこう仕組みを変えます。その説明で終わることが今まで多かったんですね。

私、たびたびこの質問を繰り返しております。会議中にタブレット上げておいてくれ言うたら上がってなかったこともあるし、それから表にして出してくれたこともある。ばらついとるけれども、税改正、賦課し徴収することにおいては、住民生活への影響、それを表にして出すことを慣例として定立すれば、執行部と議会の関係、非常に安定したものではないかなと。御提案、要望を申し上げておきます。課長の答弁を求めます。

- **〇白川正樹議長** 税務課長、黒木正人君。
- **〇黒木税務課長** 竹林議員の質問にお答えいたします。

条例改正等の影響範囲につきましては、何か一覧にして、税務関係資料のフォルダ内に、 以後入れるようにいたします。よろしくお願いいたします。

〇白川正樹議長 ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇白川正樹議長 これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第2号は、会議規則第39条第3項の規定により、 委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇白川正樹議長 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第2号 専決処分の承認について(まんのう町税条例等の一部改正について)の件を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第14 議案第3号 専決処分の承認について(まんのう町国民健康保険税条例の 一部改正について)

○白川正樹議長 日程第14、議案第3号 専決処分の承認について(まんのう町国 民健康保険税条例の一部改正について)の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第3号 専決処分の承認について、提案 理由を申し上げます。

このたびの改正は、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和5年3月31日に公布 され、同年4月1日より施行されたことに伴い、まんのう町国民健康保険税条例を改正す る必要が生じ、同年3月31日にまんのう町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を 専決処分しましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、これを議会に報告し 承認を求めるものでございます。

改正内容につきましては、税務課長に説明させますので、よろしくお願いいたします。

- **〇白川正樹議長** 税務課長、黒木正人君。
- **○黒木税務課長** それでは、条例改正の詳細について御説明させていただきます。

このたびの改正は、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和5年4月1日より施行されたことに伴い、上位法との整合を図るため国民健康保険税条例の一部を改正し、専決処分を行ったものでございます。

改正の主な内容は、国民健康保険税について中間所得層の被保険者の負担の適正化を図るため、後期高齢者支援金等課税額の限度額を引き上げ、経済動向等を踏まえ負担軽減措置として軽減判定基準額の算定額を引き上げるものでございます。

それでは、議案第3号の新旧対照表を用いて、改正点について御説明させていただきます。下線の箇所が改正部分で、右側の欄が改正前、左側の欄が改正後でございます。

1ページを御覧ください。

第2条は課税額に関する規定で、第3項において後期高齢者支援金等課税額に係る課税 限度額を現行の20万円から、22万円に引き上げるものでございます。

第21条は、国民健康保険税の減額に関する規定で、2ページ上段の第2号にて5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗ずべき金額を現行の28万5,000円から29万円に、第3号にて2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗ずべき金額を現行の52万円から53万5,000円にそれぞれ引き上げるものでございます。

第21条の2及び第23条の2は、関係法令改正による規定の整備、3ページ下段からの附則の改正部分につきましては、対応する法令の規定の書きぶりと合わせた規定の適正化でございます。

最後に、本条例改正の附則としまして、8ページ下段に第1項として施行期日を、第2項として適用区分を規定するものでございます。

今回の改正による税収の影響でございますが、課税限度額の引上げにより12世帯が影響し約24万円増収し、軽減判定所得の基準の引上げにより15世帯が影響し約28万円減収の見込みでございます。この影響範囲につきましても、次回からタブレット内に資料として載せさせていただきます。

以上、議案第3号 専決処分の承認について(まんのう町国民健康保険税条例の一部改正について)御説明申し上げました。御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

〇白川正樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

6番、竹林昌秀君。

〇竹林昌秀議員 課長から住民生活への影響を出してくれるということで、非常にありがとうございます。

今、政府において検討されているのは、少子化対策のお金を医療保険から転用して、という案がマスコミで報道されておりますね。防衛費は増税も含めて検討するということであります。こなんことしてええんかな。

我々は、国民健康保険や市町村共済組合の医療保険として保険料を出しておると。それを少子化対策に転用するといったら目的外じゃないですか。税金と社会保険料、年金の掛金、医療保険や介護保険みたいな社会保険料の合計を国民負担ですね。国民負担率はもう、日本の国は20何%だったのが、四十七、八%まで来て、国民所得の半分が社会保険料と税金の国になろうとしておると。

政府は、減税ばかりかまして税はあまり上げたがらんのやけども、社会保険料は恐ろしいですよね。もう、私が40代で税務の職員だったときには、社会保険料負担が100万円超えると中讃広域のコンピュータ、エラーで弾き飛ばしよった。もう、とあるお医者様と町長しか、100万円以上社会保険料納める人いなかったけど、今、課長補佐級以上の人、みんな100万円超えて納めよるでしょう。

社会保険料倒れの国になろうとしておるわけで、それに対して少子化対策は、そういう 目的税を作るか、現行の所得税や法人税からのそれでやるべきで、目的外でやられたらた まらんなという気がするわけであります。

議場で皆さんでこういうことを、これから市町村として、どのように政府に物申していくのかね。政府に承ることは、はいはいと言うのが地方自治ではないわけで、市町村長や議長は、国や県に対して意見を出す機会があります。

本会議場に集まる方々、みんなでこの問題を考えようではありませんかというのを、この機会に申し述べさせていただく。多勢に無勢かもわからん。しかしマスコミも社会保険料の目的外転用という問題点をまだ気づいていない。気づいたところから物申そうではないか。

以上、御提案申し上げます。町長、どなん思うかな。正直に、答えにくいでしょうけど、 今の印象でもお答えいただければありがたい。

- **〇白川正樹議長** 町長、栗田隆義君。
- **○栗田町長** 竹林議員の質問にお答えいたします。

理論的には、竹林議員のおっしゃるとおりかもわかりませんが、十分町村会等でも検討 してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

〇白川正樹議長 ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇白川正樹議長 これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第3号は、会議規則第39条第3項の規定により、

委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇白川正樹議長 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第3号 専決処分の承認について(まんのう町国民健康保険税条例の一部改正について)の件を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

ここで休憩を取ります。議場の時計で13時15分まで休憩といたします。

休憩 午前11時46分

再開 午後 1時15分

〇白川正樹議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

日程第15 議案第4号 まんのう町税条例の一部改正について

〇白川正樹議長 日程第15、議案第4号 まんのう町税条例の一部改正についての 件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第4号 まんのう町税条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

このたびの改正は、地方税法施行規則の一部改正に伴い、三輪以上の特定小型原動機付 自転車に係る軽自動車税種別割の税率を改正するものでございます。

改正の詳細につきましては、税務課長に説明させますので、よろしくお願いいたします。

- **〇白川正樹議長** 税務課長、黒木正人君。
- **〇黒木税務課長** それでは、条例改正の詳細について御説明させていただきます。

道路交通法の一部を改正する法律及び道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令に おいて、現行の原動機付自転車から区分して、新たに特定小型原動機付自転車(一定の要 件を満たす電動キックボード等)が定義されました。原動機付自転車のうち、原動機の定 格出力が 0.6キロワット以下であって、車体の大きさが、長さ190センチメートル以下、幅60センチメートル以下のもので、かつ最高速度が時速20キロメートル以下のものを特定小型原動機付自転車と定義します。

令和5年度税制改正において、特定小型原動機付自転車については、現行の原動機付自 転車と同様に、軽自動車税種別割の税率は引き続き2,000円とされたことから、税条 例の一部を改正し、特定小型原動機付自転車に係る軽自動車税種別割の税率を定めるもの でございます。

それでは、議案第4号の新旧対照表を用いて、改正点について御説明させていただきます。

1ページを御覧ください。

第82条は、種別割の税率に関する規定で、第1号エの下線の箇所が改正部分でございます。こちらは原動機付自転車のうち3輪以上のもの、いわゆるミニカーの税率を規定した部分でございますが、ここから特定小型原動機付自転車を除外し、2輪及び3輪以上の特定小型原動機付自転車の税率をいずれも年額2,000円といたします。

最後に、本条例改正の附則としまして、2ページ上段に、第1項として施行期日を、第 2項として軽自動車税に関する経過措置を規定するものでございます。

なお今回の改正による税収への影響でございますが、現状、電動キックボードタイプの 課税状況は全ての課税台数のうち2台と少ないことから、恐らく条例施行後も登録台数が 急増する見込みはありませんので、税収への影響は少ないと思われます。

以上、議案第4号 まんのう町税条例の一部改正について御説明申し上げました。御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

〇白川正樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇白川正樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。 ただいま議題となっております議案第4号は、総務常任委員会に付託いたします。

日程第16 議案第5号 まんのう町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部改正について

〇白川正樹議長 日程第16、議案第5号 まんのう町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第5号 まんのう町放課後児童健全育成 事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、その提案理由を申し 上げます。

根拠省令である児童福祉施設の設備運営基準が、令和4年11月30日に改定されたことに伴い、本条例第6条の2の1から4及び第12条の2の1から3を新設、また第13条の2を一部改正するものでございます。

御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〇白川正樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○白川正樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。 ただいま議題となっております議案第5号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

日程第17 議案第6号 まんのう町認定こども園条例の一部改正について

〇白川正樹議長 日程第17、議案第6号 まんのう町認定こども園条例の一部改正 についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第6号 まんのう町認定こども園条例の 一部改正について、その提案理由を申し上げます。

根拠法である学校教育法が、令和4年6月22日に改定されたことに伴い、本条例第5条第1項第1号中「学校教育法第25条」とあるところを「学校教育法第25条第1項」と改正するものでございます。

また、子ども・子育て支援法が令和4年6月22日に改定されたことに伴い、本条例第7条第1項第1号、第2号及び第3号中「子ども・子育て支援法第19条第1項」とあるところを「子ども・子育て支援法第19条」と、項条をそれぞれ削除し改正するものでございます。

御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○白川正樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇白川正樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第6号は、会議規則第39条第3項の規定により、 委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇白川正樹議長 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第6号 まんのう町認定こども園条例の一部改正についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第7号 字の区域の変更について

○白川正樹議長 日程第18、議案第7号 字の区域の変更についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第7号 字の区域の変更について、その 提案理由を申し上げます。

字の区域の変更につきましては、地方自治法第260条第1項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

本町の字の区域の一部を変更しようとする地番につきましては、今回、8か所ございます。炭所東字谷川から炭所東字荒井川に編入する地番が2筆、炭所東字赤坂から炭所東字谷川に編入する地番が1筆、炭所東字水梨から炭所東字山田に編入する地番が1筆、炭所東字高樋から炭所東字山田に編入する地番が1筆、炭所東字高樋から炭所東字長者に編入する地番が1筆、炭所東字高樋から炭所東字水梨に編入する地番が2筆の合計8筆につきましては、それぞれの各字に編入し、合筆するために、字界変更するものでございます。

この新しい字界の効力の発生は、国土調査法第19条第2項の認証日からとなります。

なお、字界変更しようとする地番、場所については、議案書に添付している変更調書及 び字界変更箇所図と明細図を添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上、御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〇白川正樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇白川正樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第7号は、建設経済常任委員会に付託いたします。

日程第19 議案第8号 工事請負契約の締結について(令和5年度仲南支所建築設備 等改修工事)

○白川正樹議長 日程第19、議案第8号 工事請負契約の締結について(令和5年度仲南支所建築設備等改修工事)の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第8号 工事請負契約の締結につきまして、その提案理由を申し上げます。

次のとおり、工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及びま んのう町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定 により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的、令和5年度仲南支所建築設備等改修工事の建築。

契約の方法、条件付一般競争入札。

契約金額、1億2,650万円。うち消費税額1,150万円。

契約の相手方、株式会社四電工中讃西営業所所長、我部山耕一でございます。

今回の契約は、仲南支所の空調照明等設備の改修工事の請負契約の締結を行うものでございます。

経過等詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。

御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

- **〇白川正樹議長** 仲南支所長、小縣茂君。
- ○小縣仲南支所長 令和 5 年度仲南支所建築設備等改修工事に関する入札執行内容及 び経過につきまして、御説明申し上げます。

まず、入札の形式といたしましては、条件付一般競争入札といたしております。

入札参加資格といたしましては、対象を単独企業体とし、一般的な事項のほか、香川県 に本社、本店または支店、営業所を有すること。

まんのう町の建設工事に係る指名競争入札参加資格を有する者、業種、電気工事及び管工事であり、建設業法の規定による、経営事項審査における電気工事及び管工事の総合数値が1,100点以上のものであること。

地上部の構造が鉄筋コンクリート造または鉄骨造で、工事部分の延べ面積が700平米以上の建築物に係る電気工事もしくは管工事の元請業者としての施工実績を有すること。

建設業法の規定に基づく監理技術者資格を有し、かつ入札参加資格要件である工事の担当者としての経験実績を有する者を専任で配置できることを条件としております。

去る令和5年4月4日に一般競争入札の公告を行い、4月18日に参加受付を締め切り、

審査の結果、1社の参加資格を確認し、令和5年5月17日に入札を執行いたしました。

入札の結果、株式会社四電工中讃西営業所が落札いたしました。これにより、本日、工 事請負契約の締結を議案として上程させていただきました。

以上、簡単ではございますが、入札執行内容及び経過の説明とさせていただきます。 御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〇白川正樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇白川正樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。 ただいま議題となっております議案第8号は、建設経済常任委員会に付託いたします。

日程第20 議案第9号 工事請負契約の締結について(令和5年度四条公民館増築工事(建築))

〇白川正樹議長 日程第20、議案第9号 工事請負契約の締結について(令和5年 度四条公民館増築工事(建築))の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました議案第9号 工事請負契約の締結について、その提案理由を申し上げます。

次のとおり、工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及びま んのう町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定 により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的、令和5年度四条公民館増築工事の建築。

契約の方法、条件付一般競争入札。

契約金額、2億9,400万円。うち消費税額2,640万円。

契約の相手方、まんのう経常建設共同企業体代表者、株式会社七箇工業代表取締役、山 下美博でございます。

今回の契約は、地域住民の教養の向上、健康増進、生活文化の振興などを目的とした地域の拠点施設である、四条公民館増築建築工事の請負契約の締結を行おうとするものでございます。

経過等詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。

御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- **〇白川正樹議長** 生涯学習課長、亀井真治君。
- **〇亀井生涯学習課長** それでは、詳細の説明をさせていただきます。令和5年度四条 公民館増築工事、建築に関する入札執行内容及び経過につきまして、御説明申し上げます。

まず、契約の方法は、条件付一般競争入札といたしております。

入札参加資格といたしましては、対象を単独企業もしくは共同企業体とし、一般的な事項のほか、一つ目として、まんのう町、丸亀市、善通寺市、多度津町、琴平町からなる中 讃圏域内に建設業法上の主たる営業所を有すること。

二つ目、建設業法の規定による、経営事項審査における建築一式工事の総合評定値が90点以上であること。

三つ目が、建物構造が鉄筋コンクリート造または鉄骨コンクリート造もしくは鉄骨造で、 工事部分の延べ床面積が700平米以上の建築物に係る建築主体工事の元請として、施工 実績を有すること。

四つ目、建設業法の規定による監理技術者資格を有し、かつ入札参加資格要件である建築物の担当者としての実績を有する者を専任で配置できることを条件としております。

去る4月4日に入札の公告を行いまして、4月12日に参加受付を締め切り、審査の結果、7社及び1共同企業体の参加資格を確認し、5月15日、16日に電子入札をし、5月17日に開札執行いたしました。

入札の結果、まんのう経常建設共同企業体が落札いたしました。これにより、本日、工 事請負契約の締結を議案として上程させていただきました。

以上、簡単ではございますが、入札執行内容及び経過の説明とさせていただきます。 御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〇白川正樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○白川正樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。 ただいま議題となっております議案第9号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

日程第21 議案第10号 工事請負契約の締結について(令和5年度四条公民館増築 工事(設備))

〇白川正樹議長 日程第21、議案第10号 工事請負契約の締結について(令和5年度四条公民館増築工事(設備))の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました議案第10号、工事請負契約の締結についてに つきまして、その提案理由を申し上げます。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及びまんのう町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的、令和5年度四条公民館増築工事の設備。

契約の方法、条件付一般競争入札。

契約金額、7,920万円。うち消費税額720万円。

契約の相手方、三和電業株式会社代表取締役、山地一慶でございます。

今回の契約は、地域住民の教養の向上、健康増進、生活文化の振興などを目的とした地域の拠点施設である四条公民館増築設備工事の請負契約の締結を行おうとするものでございます。

経過等詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げます。

御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

- **〇白川正樹議長** 生涯学習課長、亀井真治君。
- ○亀井生涯学習課長 それでは、令和5年度四条公民館増築工事、設備に関する入札 執行内容及び経過につきまして、御説明させてもらいます。

まず、契約の方法は、条件付一般競争入札といたしております。

入札参加資格といたしましては、対象を単独企業体とし、一般的な事項のほか、一つ目、 香川県内に建設業法上の主たる営業所を有すること。

二つ、建設業法の規定による、経営事項審査における電気工事、管工事の総合評定値が 1,000点以上であること。

三つ目、建物構造が鉄筋コンクリート造または鉄骨コンクリート造もしくは鉄骨造で、 工事部分の延べ床面積が700平方メートル以上の建築物に係る電気工事、管工事の元請 として、施工実績を有すること。

四つ目、建設業法の規定による電気工事、もしくは管工事監理技術者資格を有し、かつ 入札参加資格要件である建築物電気工事、管工事の担当技術者としての実績を有する者を 専任で配置できることを条件といたしております。

去る4月4日に入札の公告を行い、4月12日に参加受付を締め切り、審査の結果、3 社の参加資格を確認し、5月15日、16日に電子入札をし、5月17日に開札執行いた しました。

入札の結果、三和電業株式会社が落札いたしました。これにより、本日、工事請負契約 の締結を議案として上程させていただきました。

以上、簡単ではございますが、入札執行内容及び経過の説明とさせていただきます。 御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〇白川正樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。 ただいま議題となっております議案第10号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

日程第22 議案第11号 令和5年度まんのう町一般会計補正予算(案)第2号

○白川正樹議長 日程第22、議案第11号 令和5年度まんのう町一般会計補正予算(案)第2号の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第11号の令和5年度まんのう町一般会計補正予算(案)第2号について、その提案理由を申し上げます。

1ページをお開きください。

第1条で歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億1,318万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を120億5,128万3,000円とするものでございます。 それでは、補正予算事項別明細書により、歳入の補正を御説明申し上げます。

9ページをお開きください。

第12款分担金及び負担金184万5,000円の増額は、第1項第1目農林水産業分担金において、県営まんのう地区中山間地域総合整備事業分担金が120万円の増額、単 県補助土地改良事業分担金については64万5,000円を新規計上しております。

10ページをお開きください。

第14款国庫支出金1億4,657万6,000円の増額は、第2項第1目の総務費国 庫補助金において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の新規計上であり ます。

右側11ページを御覧ください。

第15款県支出金1,395万円の増額は、第2項第2目民生費県補助金における、かがわ健やか子ども基金補助金の1,270万円と、第4目農林水産業費県補助金における、単県補助土地改良事業費補助金125万円の新規計上になります。

12ページをお開きください。

第16款財産収入3,000万円の減額は、第1項第2目利子及び配当金において、健 やか子ども基金運用利子を減ずるものでございます。

右側13ページを御覧ください。

第18款繰入金2,618万8,000円の増額は、第2項第1目における、財政調整基金繰入金2,562万4,000円と、第11目における、健やか子ども基金繰入金56万4,000円の増額でございます。

14ページをお開きください。

第19款繰越金767万7,000円の増額は、前年度繰越金の増額でございます。 右側15ページを御覧ください。

第20款諸収入45万円の増額は、第6項第1目における、返還金45万円の新規計上でございます。

16ページをお開きください。

第21款町債1,650万円の増額は、第1目総務債において、町有施設整備事業債を 1,610万円増額、第4目農林水産業債で、農地関連公共事業等債を40万円増額する ものでございます。

続きまして、歳出を御説明申し上げます。

17ページを御覧ください。

第3款民生費8,340万円の増額は、第1項第1目社会福祉総務費において、報酬から扶助費まで、住民税非課税世帯の方などに対して一世帯当たり3万円を支給する、住民税非課税世帯等生活支援特別給付金事業費を8,340万円新規計上しております。

18ページをお開きください。

第4款衛生費600万円の増額は、まず第1項第1目保健衛生総務費における妊婦健康 診査事業費で、予算額の変更はありませんが、財源の変更で、一般財源56万4,000 円を健やか子ども基金繰入金に振り替えて充当しております。

次に、第2目予防費の医療機関等物価高騰対策支援事業費600万円は、新規計上となります。

19ページを御覧ください。

第6款農林水産業費434万円の増額は、第1項第5目農地費の、単県土地改良事業費252万1,000円の増額で、こちらは緊急対応の必要があり増額するもので、県営等事業負担金181万9,000円の増額は、中山間地域総合整備事業負担金の増加によるものでございます。

20ページをお開きください。

第7款商工費8,280万円の増額は、第1項第1目商工総務費の商品券発行事業で、 地方創生臨時交付金による、国が推奨するメニューとして実施する生活者支援であり、1 世帯当たり1万円の商品券を配布する事業でございます。

21ページを御覧ください。

第8款土木費1,855万円の増額は、第4項第3目公園費における、公園施設管理費の工事請負費であり、地方債と一般財源を充当する予定となっております。

22ページをお開きください。

第9款消防費494万6,000円の増額は、第1項第1目常備消防費における、仲多度南部消防組合負担金であり、今回、追加計上したものであります。これは、新型コロナウイルス感染症患者などを搬送した場合、コロナウイルス付着疑いのある車両や資機材の消毒・清掃に従事した場合に支払われる防疫手当であり、令和2年度から令和5年度まで4,371件分、総額747万円のうち、琴平町負担分252万4,000円を差し引いた金額494万6,000円で、負担割合は66.22%であります。

23ページを御覧ください。

第13款諸支出金1,314万7,000円の増額は、第3項第1目の財政調整基金費

において、45万円の積立てを計上しております。これにつきましては、返還金45万円を全額充当することとしております。第15目においては、健やか子ども基金を1, 269万7, 000円積み立てることとしております。

なお、24ページに地方債の現在高等に関する調書を添付いたしておりますので、お目 通しのほど、よろしくお願い申し上げます。

以上、議案第11号 令和5年度まんのう町一般会計補正予算(案)第2号につきまして、御説明申し上げました。

御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〇白川正樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇白川正樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。 ただいま議題となっております議案第11号は、総務常任委員会に付託いたします。

日程第23 議案第12号 監査委員(識見を有する委員)選任の同意について

〇白川正樹議長 日程第23、議案第12号 監査委員(識見を有する委員)選任の 同意についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第12号 監査委員(識見を有する委員) 選任の同意についての提案理由を申し上げます。

本町の監査委員であります新名均氏が、令和5年7月1日をもって任期が満了することから、引き続き、同氏を任命したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所、まんのう町四條717番地3。

氏名、新名均。

生年月日、昭和23年7月6日。

なお、委員の任期は、同法第197条の規定により4年となっておりますので、令和5年7月2日から令和9年7月1日までの4年間となります。

御審議の上、御同意を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

〇白川正樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇白川正樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。 お諮りいたします。 本案は人事案件ですので、議会の申合せに基づき、委員会付託及び討論を省略して採決いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○白川正樹議長 異議なしと認め、委員会付託及び討論を省略し、採決することに決定しました。

これより、議案第12号 監査委員(識見を有する委員)選任の同意についての件を採決いたします。本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

次回会議の再開は、6月1日、午前9時30分といたします。本議場に御参集願います。 本日はこれにて散会いたします。

散会 午後1時56分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年5月31日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員